

平成24年7月大水害対策保証料助成事業実施要項

第1 趣旨

知事は、平成24年7月12日熊本広域大水害（以下「本災害」という。）により被害を受けた農業者等が、収入減の補てん、経営再建、農業生産施設等の復旧等に必要な資金の借入れに伴い熊本県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の保証を受ける場合に、農業者等の負担軽減を図るため、予算の範囲内において保証料助成金を交付し、農業者等が負担する保証料の一部を助成するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

第2 事業の内容

知事は、1に掲げる保証料助成対象資金について、2に掲げる要件を満たす借入者に対し、3に掲げる保証料助成の対象保証料及び保証料助成金の額により、保証料助成を行うものとする。

1 保証料助成対象資金

- (1) 平成24年7月大水害対策資金融通措置要項（平成24年8月9日施行）第2に定める平成24年7月大水害対策緊急資金（以下「大水害対策緊急資金」という。）又は平成24年7月大水害対策農業近代化資金（以下「大水害対策近代化資金」という。）
- (2) 農業近代化資金融通法（昭和36年11月10日法律第202号）第2条第3項に定める農業近代化資金（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）のエに該当し、利子助成金の交付を受ける場合に限り。）

2 要件

- (1) 本災害による減収量が平年収量の30パーセント以上であり、かつ、減収による損失額が平年農業収入の50パーセント以上である旨の市町村長の証明を受けていること。
- (2) 基金協会の保証を受ける際に保証料の軽減措置を受けていること。

3 保証料助成の対象保証料及び保証料助成金の額

- (1) 保証料助成の対象保証料は、1の保証料助成対象資金の借入れに係る保証料負担額から基金協会の保証料軽減措置額を差し引いた額（利子補給又は利子助成期間に限る。）とする。
- (2) 保証料助成金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間において算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除して得た額）に助成率（基金協会が資金ごとに定める通常保証料率から軽減措置による引下率を差し引いた率）を乗じて得た額とする。

第3 事業実施の手続き

1 保証料助成の承認

(1) 保証料助成金の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）は、融資機関に対して行う資金の借入れの申込み及び基金協会に対して行う債務保証の委託申込みに際し、次のアからウまでに掲げる書類を、融資機関を通じて基金協会に提出するものとする。

ア 保証料助成承認申請書（別記様式1号）

イ 保証料助成金の交付申請手続き及び保証料助成費の代理受領等に関する委任状（別記様式2号。以下「委任状」という。）

ウ 本災害による減収量が平年収量の30パーセント以上であり、かつ、減収による損失額が平年農業収入の50パーセント以上である旨の市町村長の証明書（平成24年7月大水害対策資金融通措置要項別記第3号様式「農林漁業被害程度等証明書」。以下「証明書」という。）の写し

(2) 基金協会は、(1)に掲げるアからウまでの書類を受理し、適当と認めたときは、保証料助成承認申請一覧表（別記様式3号）に保証料助成承認申請書、委任状、証明書の写し並びに債務保証承諾及び保証料軽減措置を証する書類の写しを添付して、債務保証承諾を行った日の属する翌月10日までに、団体支援課に提出するものとする。

(3) 知事は、(2)の規定により提出された書類を受理し、適当と認めたときは承認するものとし、交付希望者に保証料助成承認通知書（別記様式4号）を基金協会及び融資機関を通じて通知するものとする。

2 助成金の交付申請及び交付決定

(1) 融資機関は、保証契約に係る貸付実行後、毎年1月1日から12月31日までの期間における交付希望者ごとの保証料助成額計算書（別記様式5号）及び保証料助成額計算書集計表（別記様式6号）を翌年1月31日までに基金協会に提出するものとする。

(2) 規則第3条第1項の申請書は保証料助成金交付代理申請書（別記様式7号）によるものとし、基金協会は、毎年2月20日までに、保証料助成金交付代理申請書に保証料助成額計算書及び保証料助成額計算書集計表を取りまとめのうえ添付し、団体支援課に提出するものとする。

(3) 規則第6条の規定による助成金の交付決定の通知は保証料助成金交付決定通知書（別記様式8号）によるものとし、知事は、保証料助成金交付の適否を審査し、保証料助成金を交付すべきものと認めたときは、保証料助成金の交付を決定し、交付を決定した交付希望者（以下「交付対象者」という。）に保証料助成金交付決定通知書を基金協会及び融資機関を通じて通知するものとする。

3 助成金の交付請求

規則第16条第1項の請求書は保証料助成金交付代理請求書（別記様式9号）によるものとし、基金協会は、助成金の交付の請求をしようとするときは、保証料助成金交付代理請求書を団体支援課に提出しなければならない。

4 助成金の交付

県は、提出された保証料助成金交付代理請求書を受理し、相当と認めるときは、交付対象者に保証料助成金を基金協会及び融資機関を通じて交付するものとする。

5 助成金の額の確定

第3の2の（3）の保証料助成金交付決定通知をもって、規則第14条の規定による助成金の額の確定通知があったものとみなす。

第4 保証料助成内容等の変更手続き

- 1 交付対象者は、保証料助成の条件の変更を行う場合は、保証料助成変更承認申請書（別記様式10号）を融資機関及び基金協会を通じて団体支援課に提出するものとする。
- 2 知事は、1の保証料助成変更承認申請を相当と認めた場合は、交付対象者に保証料助成変更承認通知書（別記様式11号）を基金協会及び融資機関を通じて通知するものとする。

第5 証拠書類の保管

規則第23条に規定する別に定める期間は、助成完了後5年間とする。

第6 調査及び報告等

知事は、保証料助成金の交付に関し、必要があると認められた場合は、助成金の交付を受けた者、融資機関及び基金協会の関係書類を調査し、又は報告を求めることができる。

第7 その他

この要項に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は平成24年11月15日に施行し、平成24年7月13日から適用する。